

## 令和6年度 第3回宮城県最低賃金専門部会議事録

令和6年8月2日（金）午後2時00分  
仙台第4合同庁舎2階共用会議室

### 出席者

公益代表

小幡委員、熊谷委員

労働者代表

阿部（祥大）委員、大宮委員、新聞委員

使用者代表

飯野委員、稲妻委員、半沢委員

### 開 会

補 佐

定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度第3回、宮城地方最低賃金審議会専門部会を開催いたします。本日の専門部会は公開となっております。

また、審議は部会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、御了承願います。

はじめに、委員の方々の出席状況を報告させていただきます。事前に柳井様より欠席の旨、報告を受けております。

公益代表委員	___ 2名
労働者代表委員	___ 3名
使用者代表委員	___ 3名

以上 \_\_\_ 8名 \_\_\_ 出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項により会議が成立していることを報告いたします。

補 佐

それでは議事に入りますので、議事進行は部会長にお願いいたします。

熊谷部会長

それでは、議題（1）「宮城県最低賃金の改正に係る審議」に入

ります。

前回、労働者側委員からは、第1回に示した連合が算出しているリビングウェイジの宮城 1,090 円と宮城県最低賃金の間には167 円の開きがあり、これを3年間で解消するためには、1年当たり 56 円引上げる必要があるという考えに変更はないが、昨年度の最低賃金の引上げ額として、宮城県を除く東北5県平均の43 円と宮城県の40 円の差額が3円であることから、56 円に3円を上乗せして、59 円引上げ、宮城県最低賃金の時間額 982 円とすることが妥当であるとの金額提示があったところです。

また、前回、使用者側委員からは、労働者側が主張している労働組合のない企業の状況を含めてより多くの企業の現状を反映していると考えられる日本商工会議所が2024年6月5日に公表している「中小企業の賃金改定に関する調査」の正社員【全体】の賃金上昇率 3.62%を踏まえ、33 円の引上げ、宮城県最低賃金の時間額 956 円とすることが妥当であるとの金額提示があったところでございます。

まず、この点に関しまして、労働者側委員、使用者側委員から、補足等ございましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

各委員 (補足等意見なし)

熊谷部会長 よろしいでしょうか。具体的金額のところには変更はないということで、今の段階で提示いたしました労働者側委員、使用者側委員から具体的金額には、まだ隔たりがございますので、ここで専門部会を休会としたいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せを行います。よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

熊谷部会長 それでは休会とします。

～ 休会 ～

(各委員は各控室に移動して打合せ後、専門部会会場に再入場)

～ 再開 ～

熊谷部会長 専門部会を再開します。労働者側委員、使用者側委員、それぞれから提示額、現在の宮城県最低賃金の時間額 923 円に対する引き上げ額、その根拠について主張を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

熊谷部会長 それでは労働者側委員から御見解のほうを御説明願います。

阿部(祥大)委員

私、阿部のほうから金額を提示させていただきます。金額につきましては、56 円引き上げの 979 円になります。前回からは 3 円の歩み寄りとなりますけれども、これにつきましては、従来から主張してございます連合で調査しております連合リビングウェイジの 167 円の格差を 3 年で解消するための 56 円ということで、提示をしたいと思っております。

以上でございます。

熊谷部会長 ありがとうございます。プラスの 56 円、979 円ということでございました。次に使用者側委員から、主張、御見解のほうをお願いします。

飯野委員 結論から申し上げまして、プラス 44 円、967 円という提示をさせていただきたいと考えております。

前回までの協議で、労使間の隔たりというのは、まだまだ大きくて、先ほども労働者代表の方からも御発言ありましたとおり、一定の歩み寄りをいただいているところで、我々も十分に理解しているつもりでございます。使用者側としても一定の譲歩は必要というふうに考えおります。

根拠としましたのは、7 月 25 日に公表されました毎月勤労統計調査の 5 月分の確報というのが公表されております。この中で、

きまって支給する額というところがまだマイナス1.2%、つまり、この分を上乗せすれば実質賃金がプラスになるという数字になるんですけども、賃上げの効果という意味で、より基本給に近い、きまって支給する額のほうを採用させていただいたということです。

この数字に着目しまして、前回提示したプラス33円に、この1.2%に相当する11円を加えまして、プラス44円、967円という数字を提示させていただいたということです。

今回提示した、このプラス44円という数字は、既に昨年のプラス40円を超えた大きな額になっておりまして、多くの中小企業、もしくは小規模事業者の皆さんに相当影響を及ぼすだろうという覚悟の上で、苦渋の中での提案だということを是非御理解をいただきたいと考えております。

使用者側からは、以上でございます。

熊谷部会長           ありがとうございます。ただいま使用者側委員からは、プラス44円、967円という御提示がございました。

双方から金額の御提示をいただきましたけれども、この場で意見の追加や補強等あればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

各委員               (追加の意見等なし)

熊谷部会長           ただいまの段階で提示いただきました労働者側委員、使用者側委員の具体的金額には、隔たりがございます。ここで専門部会を休会としたいと思います。

休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行わせていただきます。

よろしいでしょうか。

各委員               (異議なし)

熊谷部会長           それでは休会とします。

～ 休会 ～

(それぞれの控室に移動して打合せ後、専門部会会場に再入場)

指 導 官       それから新聞委員につきましては、所要によりまして退席をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

～ 再開 ～

熊谷部会長       専門部会を再開します。それでは労働者側委員の皆様のほうから、ただいまの打ち合わせ等の結果、金額等御提示ございましたらお願いします。

阿部（祥大）委員

私、阿部のほうから金額を提示させていただきます。まだ労使の金額提示の中で、まだ開きがございますので、何とか決着に向けて検討してまいりました。再度検討しました結果、金額につきましては、53円引上げの976円。こちらにつきましては、連合で集計を行っております春季生活闘争の中で、パート・有期・短時間契約等労働者の賃上げ、こちらが率で引上げ額を見ますと、5.74%となりますので、それを923円にあてはめると、52.98円となりますので、53円の引上げというところで、53円であれば、未組織労働者の格差の拡大防止のほうはできるのかなと思っていますのでございます。以上でございます。

熊谷部会長       ありがとうございます。ただいまの見解につきましては、補強等の意見は大丈夫でしょうか。

労働者側委員       (補強等の意見なし)

熊谷部会長       続きまして、使用者側委員の御見解を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

飯野委員       今ほど、一定の歩み寄りといったところで、ありがとうございます。使用者側としましては、先ほど申し上げた金額、それ以上

のものを用意できておりません。変更はございません。以上でございます。

熊谷部会長 現状では、金額のほう、まだ開いております。公益委員のほうで打合わせをさせていただきたいと思いますので、大変恐れ入りますが、労使の皆様、一旦休会とさせていただきます、控室のほうで待機していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

熊谷部会長 それでは休会とします。

～ 休会 ～

(それぞれの控室に移動して打合せ後、専門部会会場に再入場)

～ 再開 ～

熊谷部会長 専門部会を再開します。  
ただいままでの審議では、  
労働者側 976 円 使用者側 967 円  
という状況で、金額に開きがありまして、合意には至っておりません。

本日の審議では、これ以上に進展は難しいものと考えられ、ただいまから、公益委員の見解をお示しし、次回まで労使それぞれで御検討いただくということではいかがでしょうか。

各 委 員 (異議等なし)

熊谷部会長 それでは、公益委員の間で協議した結果について、お話させていただきます。

引上げ額は、50 円とし、発効日は10月1日とする。

その提案の理由を説明申し上げます。

労働者の生計費については、近年、仙台市の消費者物価指数は、

全国より常に高くなっており、本年6月は 3.2%と全国の消費者物価指数 2.8%を 0.4 ポイント上回っていることから、公表されていない仙台市の生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価指数についても全国の値である 5.4%を上回る水準であると考えられます。最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが必要であるというふうに考えます。

賃金について、春季賃上げ妥結状況等における賃金引上げ結果に関して、いずれも昨年を上回る水準となっていることに加え、賃金改定状況調査結果第4表①、②における宮城を含むBランクの今年の賃金上昇率が 2.4%で昨年を上回り、平成 14 年以降最大のものとなっています。

通常の事業の賃金支払能力については、価格転嫁率等が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられます。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がございます。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられます。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視いたしました。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、宮城県最低賃金を 923 円から 5.4%、50 円引上げ、973 円とすることが適当であると考えた次第です。

なお、引上げ率は、A ランクよりも高いため、首都圏等との地域間格差が比率の面で縮小することにも配慮いたしました。

発効日は、令和 6 年 10 月 1 日と考えてございます。

労使それぞれのお立場はあるかと思えます。ただ、労使の歩み寄りにより妥当な結論を出すということが本専門部会の使命となっております。

労使それぞれが公益委員から提示させていただきました見解を踏まえて、再度御検討をいただきまして、次回の審議に臨んでいただきますようお願い申し上げます。次回の審議では、結論を得られるよう、さらに審議を尽くしたいと考えておりますので、御多忙のところ大変恐縮ではございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題（２）その他について、事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

賃金室長           事務局としましては、前回御説明したように、第４回８月５日（月）午前１０時からの開催を予定しております。

熊谷部会長       事務局から説明のあったとおり、次回、第４回専門部会を、８月５日（金）午前１０時から、この会議室で開催いたします。

以上で、本日の審議を終了します。長時間にわたる審議誠に御疲れ様でございました。ありがとうございました。

閉     会